

三芳水道企業団

# 平成18年度水質検査計画

## 目 次

1. <u>基本方針</u>	.....	1
2. <u>水道事業の概要</u>	.....	1
3. <u>水質の状況</u>	.....	2
4. <u>水質検査を行う地点、項目、頻度</u>	.....	2
5. <u>臨時の水質検査</u>	.....	5
6. <u>水質検査方法</u>	.....	6
7. <u>水質検査計画及び検査結果の公表</u>	.....	6
8. <u>関係機関との連携</u>	.....	6
9. <u>その他検査計画の実施に際し配慮すべき事項</u>	.....	6
検査項目及び検査頻度	.....	7

## 1. 基本方針

三芳水道企業団では、水道需要者の皆様が安心して飲んでいただけるために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解願うため、水道水の水質検査計画を毎年度ごとに策定します。

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠なものであり、水道水の水質管理において基本となる重要な位置を占めています。

水質検査計画とは、水質検査の適正さ・透明性を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。水質検査計画は、以下の基本方針に基づき策定します。

- (1) 採水地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、浄水場の入口及び出口を基本として、施設の規模・給水範囲等に応じ適宜、水源及び管路上の中間地点を採取することとします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目並びに供給されている水道水がより安全であることを確認するために三芳水道企業団が独自に行う水質項目として維持管理指針項目とします。

## 2. 水道事業の概要

三芳水道企業団の事業内容は、次のとおりです。

### (1) 給水状況

(平成16年度末現在)

区分	内容
給水区域	館山市、富浦町、三芳村
給水人口	56,840 [人]
普及率	94.4 [%]
給水戸数	21,990 [戸]
一日最大給水量	27,630 [m <sup>3</sup> ]
一日平均給水量	21,277 [m <sup>3</sup> ]

平成16年度決算書より

### (2) 浄水施設概要

系統	汐入川水系 作名川水源系	平久里川水系 増間川水源系	神余地区 地下水源系	佐野地区 地下水源系
施設名	作名浄水場	増間浄水場	神余浄水場	佐野浄水場
所在地	館山市作名570-1	三芳村増間523	館山市神余4320	館山市佐野98-32
水源の種類	表流水	表流水	地下水、浄水受水	地下水、浄水受水
水源の名称	作名ダム、長堰取水堰	増間ダム	深井戸(2, 4, 6号井)	深井戸(1, 5号井)
処理能力(最大)	6,500 m <sup>3</sup> /日	5,400 m <sup>3</sup> /日	300 m <sup>3</sup> /日	300 m <sup>3</sup> /日
沈殿池	傾斜板沈殿池	傾斜板沈殿池	傾斜板沈殿池	傾斜板沈殿池
ろ過池	砂ろ過単層 無弁式	砂ろ過単層 開放型重力式	砂ろ過単層 開放型重力式	砂ろ過単層 開放型重力式
浄水処理方法	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 pH調整	pH処理 (粉末活性炭) 急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理	急速ろ過 前塩素処理

系統	山本地区 地下水源系	見物地区 地下水源系	利根川水系 房総導水路水源系	
施設名	山本浄水場	見物浄水場	出野尾配水場	宮本配水場
所在地	館山市山本543	館山市見物270-1	館山市出野尾561-1	富浦町宮本432
水源の種類	地下水	地下水、浄水受水	浄水受水	浄水受水
水源の名称	深井戸(2, 3, 4, 8号井)	深井戸(2, 3, 4号井)	南房総広域水道企業団より浄水受水	
処理能力(最大)	2,890 m <sup>3</sup> /日	550 m <sup>3</sup> /日	8,660 m <sup>3</sup> /日	5,400 m <sup>3</sup> /日
沈殿池	---	---	---	---
ろ過池	砂ろ過単層 開放型重力式	---	---	---
浄水処理方法	直接ろ過 前塩素処理 pH調整 硬度処理	前塩素処理	後塩素処理	

宮城浄水場及び真倉浄水場については休止中。

水源は現在利用可能な水源のみ記載。

### 3. 水質の状況

各浄・配水場について、原水水質は、以下の特徴があります。三芳水道企業団では原水水質状況を把握し、適正な浄水処理を行います。

施設名	作名浄水場	増間浄水場	神余浄水場	佐野浄水場
原水水質状況	・水質は比較的安定している ・障害藻類プランクトン発生	・濁度が高い ・有機物、鉄、アルミニウムなどが比較的多く存在している	・地下水のため水質は安定	・地下水のため水質は安定 ・井戸内が無酸素状態のため、アンモニア性窒素が高い
問題点	・降雨等による高濁度の発生 ・凝集障害 ・トリハロメタンが生成されやすい ・凝集剤の注入量	・降雨等による高濁度の発生 ・トリハロメタンが生成されやすい ・凝集剤の注入量	・着色 ・管路が長いので、末端地域においてトリハロメタンが高くなる傾向がある	・着色 ・アンモニア性窒素による、残留塩素の消費
水質管理上注目すべき項目	・トリハロメタン ・植物プランクトン ・かび臭物質 ・濁度、臭気 ・大腸菌、嫌気性芽胞菌	・トリハロメタン ・有機物 ・アルミニウム、鉄 ・濁度、臭気 ・大腸菌、嫌気性芽胞菌	・トリハロメタン ・色度 ・アルミニウム	・色度 ・アンモニア性窒素

施設名	山本浄水場	見物浄水場	出野尾・宮本配水場
原水水質状況	・井戸内が無酸素状態のため、アンモニア性窒素が高い ・フッ素、蒸発残留物、硬度、pH値、ウランが高い ・深井戸だが、大腸菌が検出される	・地下水のため水質は安定 ・pHが高い	・浄水受水のため安定している
問題点	・着色・各井戸の取水量比率による水質変化が大きい ・アンモニア性窒素による、残留塩素の消費	・着色・他系統受水比率によりpH値が変化する	・管路が非常に長いので、トリハロメタンに注意が必要
水質管理上注目すべき項目	・色度、濁度 ・アンモニア性窒素 ・フッ素 ・蒸発残留物 ・硬度 ・pH値 ・ウラン ・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・アルミニウム	・色度 ・pH値	・トリハロメタン

### 4. 水質検査を行う地点、項目、頻度

#### (1) 採水地点

##### ア 原水(8か所)

水道水は、水源水質に大きく影響を受けるため、各浄・配水場の入口(原水)について検査を行います。

##### イ 浄水(6か所)

適切な浄水処理が行われていることを確認するため、各浄・配水場の出口(浄水)で採水し検査します。ただし、利根川水系房総導水路水源系については、浄水受水ですので検査を省略しています。

##### ウ 給水栓(12か所)

それぞれの系統ごとに8か所、並びに各系統が混在する場所を4か所、計12か所を設定しました。

##### エ 給水栓 (6か所)

給水人口や管路距離が比較的長い系統において、水質の地域差を補完するため6か所を設定しました。

##### オ 長堰取水堰(1か所)

使用時期に合わせて採水し検査を行います。

##### カ 井戸(4か所)

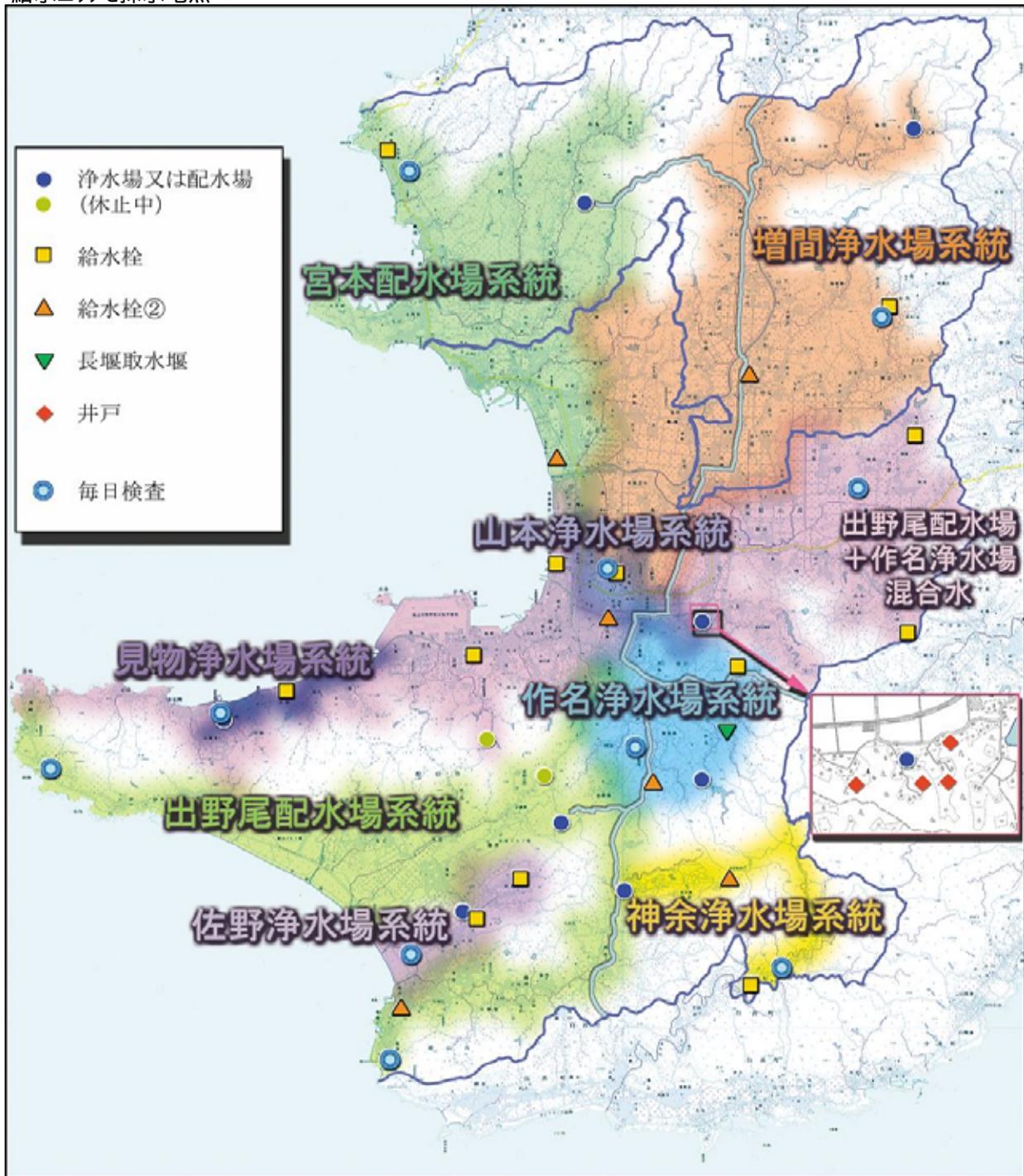
山本地下水源系の各井戸は井戸毎に特徴があるため、各井戸を採水し検査を行います。

##### キ 毎日検査(11か所)

法令に基づく色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)についての採水場所です。

以上、計48箇所を採水地点とします。

給水エリアと採水地点



## (2) 水質検査項目及び頻度

水質検査項目及び頻度は次のように行います。

### ア 水質基準項目

水道事業者が、給水栓(蛇口)で必ず守らなければならない項目です。

#### (ア) 検査項目

a 法令で定められている水質基準項目(50項目)について検査を行います。

b トリハロメタンなど塩素消毒により生成する項目及び味については、浄水、給水栓及び給水栓で採水し検査を行います。

#### (イ) 検査頻度

a 原水・長堰取水堰

水源の検査頻度は定められていませんが、原則として給水栓(蛇口)について法令で定める頻度で検査を行います。水質基準項目No.3~9,11~20,25,30~44の項目については、過去3年間の検出濃度の最大値が基準値の1/2以下の場合には検査頻度を少なくし、過去3年間の検出濃度の最大値が基準値の1/5以下の場合には、さらに検査頻度を少なくします。ただし、最低でも年1回は検査を行います。

水質基準項目No.13~20の項目は、地下水で主に問題になることがある項目ですので、地下水については検査頻度は少なくしません。

カビ臭に関する項目である水質基準項目No.41,42については、原因物質が発生する可能性のある、表流水について6月~9月に月1回、長堰取水堰については使用時期に合わせて年4回行います。

b 浄水

水道の拠点施設であり、きめ細かい管理が必要となります。

各系統の水源の検査回数から、浄水場で使用している薬品により、濃度上昇する可能性のある項目については検査頻度を上げ、浄水場の処理により、濃度減少する項目については検査頻度を下げます。

c 給水栓

検査頻度を緩和できる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため、法令で定める頻度を減らさずに検査を行います。

また系統により、給水人口や管路距離に応じて追加した地点(給水栓)については、過去3年間の浄水の検出結果の最大が1/2以上もしくは、原水濃度より上昇傾向が見られるもの等、注意しなければならない項目についてのみ、法令で定める頻度以上で検査を行います。

### イ 水質管理目標設定項目

検査の義務はありませんが、水道水の安全性の確認等に万全を期する見地から留意したほうが良い項目です。

#### (ア) 検査項目

a 水質管理目標設定項目は27項目ありますが、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、蒸発残留物、濁度及びpH値が水質基準項目と重複していますので22項目となります。

さらに、亜塩素酸、塩素酸及び二酸化塩素は、浄水処理において二酸化塩素を使用していないため省略しますので、この3項目を除く19項目について検査を行います。

#### (イ) 検査頻度

a 給水エリアが比較的広い計画日最大給水量が2,000m<sup>3</sup>以上の系統(浄水受水である利根川水系房総導水路水源系を除く)について検査を行います。検査頻度は、表流水を原水としている系統で、原水、浄水を年2回、地下水を原水としている系統で、原水、浄水を年1回行います。

b ウランについては山本浄水場において目標値の90%を検出していますので山本地区地下水源系の全ての採水地点において年4回検査を行います。

c 農薬については、101項目すべてについて年2回行います。

d 水質管理目標設定項目No.13,14については消毒副生成物なので原水を省略し、浄水場の出口及び給水栓について検査を行います。

## ウ 維持管理指針項目

a 水源水質に起因するものや、将来的にデータの蓄積が水質管理に有用と考えられるものなどで、水道水の安全性等を確認するために検査を行います。

### (ア) 検査項目

a 水源の環境を監視するための項目や浄水処理の維持管理に必要な項目について、三芳水道企業団が独自に設定し検査を行います。

### (イ) 検査頻度

a 水源の監視や浄水処理の維持管理などのために必要な頻度で行います。

## エ 毎日検査項目

a 水道法施行規則第15条第1項第1号による検査です。

### (ア) 検査項目

a 水道水に異常がないこと及び残留塩素を確認するために、法令で定める3項目(色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素))について検査を行います。

### (イ) 検査頻度

a 1日1回、蛇口で行います。

## オ 検査項目及び頻度の変更について

以下に掲げる項目については、前年度と比較し検査回数を増加しています。その理由については次のとおりです。

### (ア) 鉛

増間浄水場・原水において基準値の1/10以上検出されており、監視強化のために増間浄水場・原水での検査回数を増やしました。

### (イ) ホウ素及びその化合物

山本地区地下水源系において、ホウ素が基準値の1/5以上検出されています。ホウ素は通常の浄水処理では除去は不可能ですので、山本地区地下水源系の原水、浄水及び給水栓の検査回数を増やして監視強化を図ります。

### (ウ) ジクロロ酢酸

利根川水系房総導水路水源系以外のすべての系統について、浄水以降で濃度上昇しており、中には基準値の1/2以上検出される地点も見受けられましたので、監視強化のために利根川水系房総導水路水源系以外のすべての系統での浄水、給水栓及び給水栓において検査回数を増やしました。

### (エ) 臭素酸

地下水を水源とする系統において、基準値の1/10以上検出している頻度が高いので、地下水を水源とする系統すべての浄水、配水池、給水栓及び給水栓において検査回数を増やし監視強化を図ります。

### (オ) アルミニウム及びその化合物

作名浄水場・増間浄水場において、降雨時等による原水濁度上昇の対応や、浄水濁度適正管理のため凝集剤であるポリ塩化アルミニウムを多めに注入していますので、給水区域での監視が必要と判断し作名浄水場・増間浄水場の給水栓において検査を行うこととしました。

## 5. 臨時の水質検査

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 浄水過程に異常があったとき
- (4) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (5) その他必要と認められるとき

水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて項目を決定します。

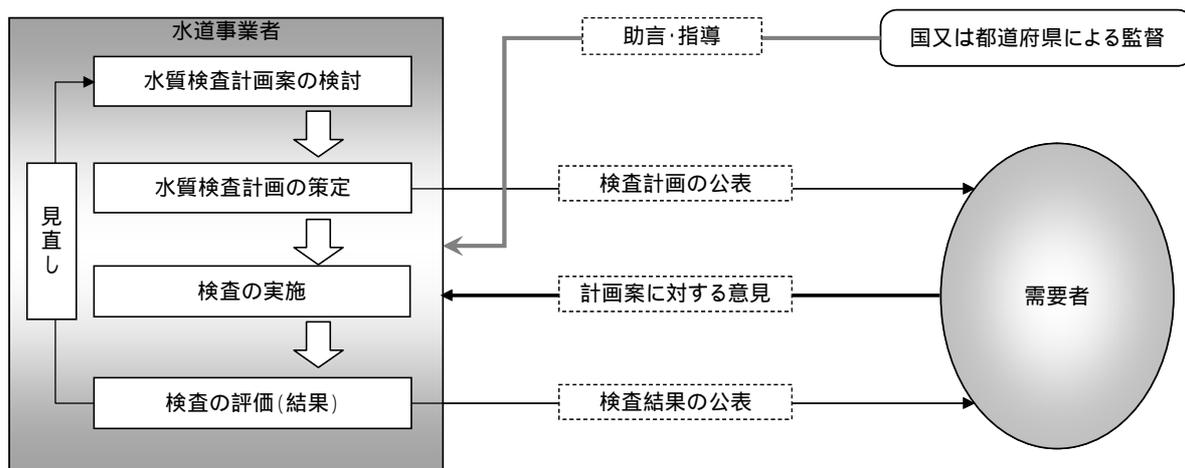
## 6. 水質検査方法

- (1) 水質基準および水質管理目標設定項目  
水質基準および水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省大臣が定める方法」および「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」）によって行います。
- (2) 維持管理指針項目  
維持管理指針項目の検査方法は、上水試験方法（社団法人 日本水道協会）等によって行います。
- (3) 毎日検査  
毎日検査は、給水区域内の11か所について水道需要者の方へ委託し、各家庭の蛇口で毎日行います。
- (4) 水質検査委託  
水質検査の委託先は、競争入札で決定しますが、業者については、法律に定められた資格、能力を有している機関に委託します。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

- (1) 次年度の水質検査計画は毎年3月までに需要者の皆様に公表します。計画内容について、ご意見があれば参考としますので、三芳水道企業団までご連絡ください。
- (2) 検査結果及び評価につきましては、翌年度の6月末の公表の予定です。

水質検査計画策定の概念図



## 8. 関係機関との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、安房健康福祉センター（安房保健所）と連携して水質検査等を行います。
- (2) 水源で水質事故が発生した場合には、水道施設等危機管理対策要領（三芳水道企業団策定）に基づき、千葉県水政課や他水道事業体等と情報交換を図りながら対応を行います。

## 9. その他検査計画の実施に際し配慮すべき事項

- (1) 水質結果については検査結果判明後直ちに基準値と照らし合わせ評価します。なお基準値超過した場合は、原因究明を行うとともに、所要の措置を施します。
- (2) 自己検査においては、千葉県が行う精度管理事業に積極的に参加することにより、検査精度の向上に努めています。

検査項目及び検査頻度(1)

(年間検査回数)

分類	No.	項目名	汐入川水系 作名川水源系					平久里川水系 増間川水源系				神余地区 地下水源系			
			原水	浄水	給水栓	給水栓	長堰 取水堰	原水	浄水	給水栓	給水栓	原水	浄水	給水栓	給水栓
水質基準項目	1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	3	カドミウム及びその化合物	4	4	4	---	4	4	4	4	---	4	4	4	---
	4	水銀及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	5	セレン及びその化合物	1	1	4	4	1	1	1	4	4	1	1	4	4
	6	鉛及びその化合物	1	1	4	4	1	4	1	4	---	1	1	4	4
	7	ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	8	六価クロム化合物	1	1	4	---	1	1	1	4	---	1	1	4	---
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	10	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	11	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	12	ホウ素及びその化合物	1	1	4	---	1	1	1	4	---	1	1	4	---
	13	四塩化炭素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	14	1,4 - ジオキサン	1	1	4	---	1	1	1	4	---	4	4	4	---
	15	1,1 - ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	16	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	17	ジクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	18	テトラクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	19	トリクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	20	ベンゼン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	21	クロロ酢酸	---	4	4	---	---	---	4	4	---	---	4	4	---
	22	クロロホルム	---	24	24	24	---	---	24	24	24	---	24	24	24
	23	ジクロロ酢酸	---	6	6	6	---	---	6	6	6	---	6	6	---
	24	ジブロモクロロメタン	---	24	24	24	---	---	24	24	24	---	24	24	24
	25	臭素酸	1	4	4	4	1	1	1	4	---	1	6	6	6
	26	総トリハロメタン	---	24	24	24	---	---	24	24	24	---	24	24	24
	27	トリクロロ酢酸	---	4	4	4	---	---	4	4	4	---	4	4	---
	28	ブロモジクロロメタン	---	24	24	24	---	---	24	24	24	---	24	24	24
	29	ブロモホルム	---	24	24	24	---	---	24	24	24	---	24	24	24
	30	ホルムアルデヒド	---	4	4	4	---	---	4	4	4	---	4	4	---
	31	亜鉛及びその化合物	1	1	4	4	1	1	1	4	---	1	1	4	4
	32	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	1	4	4	4	4	1	4	4	4
	33	鉄及びその化合物	4	2	4	---	4	4	2	4	---	4	2	4	---
	34	銅及びその化合物	1	1	4	---	1	1	1	4	---	1	1	4	---
	35	ナトリウム及びその化合物	1	1	4	4	1	1	1	4	4	2	2	4	---
	36	マンガン及びその化合物	4	2	4	---	2	4	2	4	---	2	1	4	---
	37	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	39	蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	40	陰イオン界面活性剤	1	1	4	---	1	1	1	4	---	1	1	4	---
	41	ジェオスミン(*1)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	---	---	---	---
	42	2-メチルイソボルネオール(*2)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	4(*3)	---	---	---	---
	43	非イオン界面活性剤	1	1	4	---	1	1	1	4	---	1	1	4	---
	44	フェノール類	1	1	4	4	1	1	1	4	4	1	1	4	4
	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	46	pH値	毎日	毎日	24	24	24	毎日	毎日	24	24	毎日	毎日	24	24
	47	味	---	毎日	12	12	---	---	毎日	12	12	---	毎日	12	12
	48	臭気	毎日	毎日	12	12	24	毎日	毎日	12	12	毎日	毎日	12	12
	49	色度	毎日	毎日	24	24	24	毎日	毎日	24	24	毎日	毎日	24	24
	50	濁度	毎日	毎日	12	12	24	毎日	毎日	12	12	毎日	毎日	24	24

備考

\*1 正式名は (4S・4aS・8aR) - オクタヒドロ・4・8a - ジメチルナフタレン - 4a(2H) - オール

\*2 正式名は 1・2・7・7 - テトラチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン - 2 - オール

\*3 水源において、これらを産出する藻類の発生時期に検査

検査項目及び検査頻度(2)

(年間検査回数)

分類	No.	項目名	汐入川水系 作名川水源系					平久里川水系 増間川水源系				神余地区 地下水源系			
			原水	浄水	給水栓	給水栓	長堰 取水堰	原水	浄水	給水栓	給水栓	原水	浄水	給水栓	給水栓
水質管理目標設定項目	1	アンチモン	2	2	---	---	---	2	2	---	---	---	---	---	
	2	ウラン	2	2	---	---	---	2	2	---	---	---	---	---	
	3	ニッケル	2	2	---	---	---	2	2	---	---	---	---	---	
	4	亜硝酸性窒素	12	12	4	4	4	12	12	4	4	4	4	4	
	5	1,2-ジクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	7	1,1,2-トリクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	8	トルエン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2	2	---	---	---	2	2	---	---	---	---	---	
	10	亜塩素酸	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	11	塩素酸	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	12	二酸化塩素	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	13	ジクロロアセトニトリル	---	2	2	2	---	---	2	2	2	---	---	---	
	14	抱水クロラール	---	2	2	2	---	---	2	2	2	---	---	---	
	15	農薬類	2	2	---	---	---	2	2	---	---	---	---	---	
	16	残留塩素	---	毎日	24	24	---	---	毎日	24	24	---	毎日	24	24
	17	遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	18	1,1,1-トリクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	19	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	2	2	---	---	---	2	2	2	2	---	---	---	---
	20	有機物等(KMnO4)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	12	12
	21	臭気強度(TON)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	22	腐食性(ランゲリア指数)	4	4	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2
維持管理指針項目	1	キシレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	2	アルカリ度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	3	電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	4	アンモニア性窒素	12	---	---	---	12	12	---	---	---	12	---	---	---
	5	紫外線吸光度(UV260,50mmセル)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	6	硫酸イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	7	臭素イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	8	リン酸イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	9	溶性ケイ酸	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	10	生物化学的酸素要求量(BOD)	12	---	---	---	12	12	---	---	---	12	---	---	---
	11	化学的酸素要求量(COD)	12	---	---	---	12	12	---	---	---	12	---	---	---
	12	浮遊物質(SS)	4	4	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2
	13	総リン(全リン)	12	---	---	---	12	12	---	---	---	12	---	---	---
	14	総窒素(全窒素)	12	---	---	---	12	12	---	---	---	12	---	---	---
	15	酸度	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	16	カルシウム硬度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	17	マグネシウム硬度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	18	クロロホルム生性能	4	---	---	---	4	4	---	---	---	4	---	---	---
	19	ジプロモクロロメタン生性能	4	---	---	---	4	4	---	---	---	4	---	---	---
	20	ブromoジクロロメタン生性能	4	---	---	---	4	4	---	---	---	4	---	---	---
	21	ブromoホルム生性能	4	---	---	---	4	4	---	---	---	4	---	---	---
	22	トリハロメタン生性能	4	---	---	---	4	4	---	---	---	4	---	---	---
	23	従属栄養細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	24	ウェルシュ菌芽胞	12	---	---	---	12	12	---	---	---	12	---	---	---
	25	クロロフィルa	12	---	---	---	12	12	---	---	---	---	---	---	---
	26	植物プランクトン	12	---	---	---	12	12	---	---	---	---	---	---	---
	27	クリプトスポリジウム	1	---	---	---	1	1	---	---	---	1	---	---	---
	28	大腸菌群	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

検査項目及び検査頻度(3)

(年間検査回数)

分類	No.	項目名	佐野地区 地下水源系			山本地区 地下水源系							
			原水	浄水	給水栓	原水	浄水	給水栓	給水栓	2号井	3号井	4号井	8号井
水質基準項目	1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	3	カドミウム及びその化合物	4	4	4	4	4	4	---	4	4	4	4
	4	水銀及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	5	セレン及びその化合物	1	1	4	1	1	4	4	1	1	1	1
	6	鉛及びその化合物	1	1	4	1	1	4	---	1	1	1	1
	7	ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	8	六価クロム化合物	1	1	4	1	1	4	---	1	1	1	1
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	10	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	11	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	12	12	4	4	4	4
	12	ホウ素及びその化合物	1	1	4	4	4	4	4	1	1	1	1
	13	四塩化炭素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	14	1,4 - ジオキサン	4	4	4	4	4	4	---	4	4	4	4
	15	1,1 - ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	16	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	17	ジクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	18	テトラクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	19	トリクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	20	ベンゼン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	21	クロロ酢酸	---	4	4	---	4	4	---	---	---	---	---
	22	クロロホルム	---	24	24	---	24	24	24	---	---	---	---
	23	ジクロロ酢酸	---	6	6	---	6	6	6	---	---	---	---
	24	ジブロモクロロメタン	---	24	24	---	24	24	24	---	---	---	---
	25	臭素酸	1	6	6	1	6	6	6	1	1	1	1
	26	総トリハロメタン	---	24	24	---	24	24	24	---	---	---	---
	27	トリクロロ酢酸	---	4	4	---	4	4	4	---	---	---	---
	28	ブロモジクロロメタン	---	24	24	---	24	24	24	---	---	---	---
	29	ブロモホルム	---	24	24	---	24	24	24	---	---	---	---
	30	ホルムアルデヒド	---	4	4	---	4	4	4	---	---	---	---
	31	亜鉛及びその化合物	1	1	4	1	1	4	4	1	1	1	1
	32	アルミニウム及びその化合物	1	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4
	33	鉄及びその化合物	1	1	4	2	1	4	---	2	4	1	2
	34	銅及びその化合物	1	1	4	1	1	4	---	1	1	1	1
	35	ナトリウム及びその化合物	2	2	4	2	2	4	4	2	2	4	2
	36	マンガン及びその化合物	4	2	4	4	2	4	---	4	2	1	4
	37	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	39	蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	40	陰イオン界面活性剤	1	1	4	1	1	4	---	1	1	1	1
	41	ジェオスミン(*1)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	42	2-メチルイソボルネオール(*2)	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	43	非イオン界面活性剤	1	1	4	1	1	4	---	4	4	4	4
	44	フェノール類	1	1	4	1	1	4	4	1	1	1	1
	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	46	pH値	毎日	毎日	24	毎日	毎日	24	24	24	24	24	24
	47	味	---	毎日	12	---	毎日	12	12	---	---	---	---
	48	臭気	毎日	毎日	12	毎日	毎日	12	12	24	24	24	24
	49	色度	毎日	毎日	12	毎日	毎日	12	12	24	24	24	24
	50	濁度	毎日	毎日	12	毎日	毎日	24	24	24	24	24	24

備考

\*1 正式名は (4S・4aS・8aR) - オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

\*2 正式名は 1・2・7・7-テトラチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール

検査項目及び検査頻度(4)

(年間検査回数)

分類	No.	項目名	佐野地区 地下水源系			山本地区 地下水源系							
			原水	浄水	給水栓	原水	浄水	給水栓	給水栓	2号井	3号井	4号井	8号井
水質管理目標設定項目	1	アンチモン	---	---	---	1	1	---	---	---	---	---	---
	2	ウラン	---	---	---	4	4	4	4	4	4	4	4
	3	ニッケル	---	---	---	2	2	---	---	---	---	---	---
	4	亜硝酸性窒素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	5	1,2-ジクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	7	1,1,2-トリクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	8	トルエン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	---	---	---	1	1	---	---	---	---	---	---
	10	亜塩素酸	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	11	塩素酸	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	12	二酸化塩素	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	13	ジクロロアセトニトリル	---	---	---	---	2	2	2	---	---	---	---
	14	抱水クロラール	---	---	---	---	2	2	2	---	---	---	---
	15	農薬類	---	---	---	2	1	---	---	---	---	---	---
	16	残留塩素	---	毎日	24	---	毎日	24	24	---	---	---	---
	17	遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	18	1,1,1-トリクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	19	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	---	---	---	1	1	---	---	---	---	---	---
	20	有機物等(KMnO4)	12	4	12	4	4	12	12	12	12	12	12
	21	臭気強度(TON)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	22	腐食性(ランゲリア指数)	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2
維持管理指針項目	1	キシレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2	アルカリ度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	3	電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	4	アンモニア性窒素	12	---	---	12	---	---	---	12	12	12	12
	5	紫外線吸光度(UV260,50mmセル)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	6	硫酸イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	7	臭素イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	8	リン酸イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	9	溶性ケイ酸	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	10	生物学的酸素要求量(BOD)	12	---	---	12	---	---	---	---	---	---	---
	11	化学的酸素要求量(COD)	12	---	---	12	---	---	---	---	---	---	---
	12	浮遊物質(SS)	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2
	13	総リン(全リン)	12	---	---	12	---	---	---	---	---	---	---
	14	総窒素(全窒素)	12	---	---	12	---	---	---	---	---	---	---
	15	酸度	2	2	2	2	2	2	2	---	---	---	---
	16	カルシウム硬度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	17	マグネシウム硬度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	18	クロロホルム生性能	4	---	---	4	---	---	---	---	---	---	---
	19	ジブromクロロメタン生性能	4	---	---	4	---	---	---	---	---	---	---
	20	ブromジクロロメタン生性能	4	---	---	4	---	---	---	---	---	---	---
	21	ブromホルム生性能	4	---	---	4	---	---	---	---	---	---	---
	22	トリハロメタン生性能	4	---	---	4	---	---	---	---	---	---	---
	23	従属栄養細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	24	ウェルシュ菌芽胞	12	---	---	12	---	---	---	12	12	12	12
	25	クロロフィルa	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	26	植物プランクトン	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	27	クリプトスポリジウム	---	---	---	1	---	---	---	1	---	---	---
	28	大腸菌群	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

検査項目及び検査頻度(5)

(年間検査回数)

分類	No.	項目名	見物地区 地下水源系			利根川水系 房総導水路水源系			管末 地域	検査 体制	水質基準値	単位	法令に 定められた 検査頻度
			原水	浄水	給水栓	原水 (受水)	給水栓	給水栓					
水質基準項目	1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	自己	100以下	個/mL	月1回以上
	2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	自己	検出されないこと		
	3	カドミウム及びその化合物	4	4	4	4	4	---	4	委託	0.01以下	mg/L	年4回以上
	4	水銀及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	委託	0.0005以下	mg/L	
	5	セレン及びその化合物	1	1	4	1	4	4	4	委託	0.01以下	mg/L	
	6	鉛及びその化合物	1	1	4	1	4	4	4	委託	0.01以下	mg/L	
	7	ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	委託	0.01以下	mg/L	
	8	六価クロム化合物	1	1	4	1	4	---	4	委託	0.05以下	mg/L	
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	委託	0.01以下	mg/L	
	10	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12	12	自己	10以下	mg/L	
	11	フッ素及びその化合物	4	4	12	4	12	12	12	自己	0.8以下	mg/L	
	12	ホウ素及びその化合物	1	1	4	1	4	---	4	委託	1以下	mg/L	
	13	四塩化炭素	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.002以下	mg/L	
	14	1,4 - ジオキサン	4	4	4	4	4	---	4	委託	0.05以下	mg/L	
	15	1,1 - ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.02以下	mg/L	
	16	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.04以下	mg/L	
	17	ジクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.02以下	mg/L	
	18	テトラクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.01以下	mg/L	
	19	トリクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.03以下	mg/L	
	20	ベンゼン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.01以下	mg/L	
	21	クロロ酢酸	---	4	4	4	4	---	4	委託	0.02以下	mg/L	
	22	クロロホルム	---	24	24	12	12	12	24	自己	0.06以下	mg/L	
	23	ジクロロ酢酸	---	6	6	4	4	---	4	委託	0.04以下	mg/L	
	24	ジブromクロロメタン	---	24	24	24	24	24	24	自己	0.1以下	mg/L	
	25	臭素酸	1	6	6	4	4	---	4	委託	0.01以下	mg/L	
	26	総トリハロメタン	---	24	24	24	24	24	24	自己	0.1以下	mg/L	
	27	トリクロロ酢酸	---	4	4	4	4	---	4	委託	0.2以下	mg/L	
	28	ブromジクロロメタン	---	24	24	24	24	24	24	自己	0.03以下	mg/L	
	29	ブromホルム	---	24	24	24	24	24	24	自己	0.09以下	mg/L	
	30	ホルムアルデヒド	---	4	4	1	4	4	4	委託	0.08以下	mg/L	
	31	亜鉛及びその化合物	1	1	4	1	4	4	4	委託	1以下	mg/L	
	32	アルミニウム及びその化合物	1	1	4	1	4	---	4	委託	0.2以下	mg/L	
	33	鉄及びその化合物	2	2	4	1	4	4	4	委託	0.3以下	mg/L	
	34	銅及びその化合物	1	1	4	1	4	---	4	委託	1以下	mg/L	
	35	ナトリウム及びその化合物	4	4	4	2	4	---	4	委託	200以下	mg/L	
	36	マンガン及びその化合物	1	1	4	1	4	---	4	委託	0.05以下	mg/L	
	37	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	自己	200以下	mg/L	月1回以上
	38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	4	4	自己	300以下	mg/L	
	39	蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	自己	500以下	mg/L	年4回以上
	40	陰イオン界面活性剤	1	1	4	1	4	---	4	委託	0.2以下	mg/L	
	41	ジェオスミン(*1)	---	---	---	---	---	---	4(*3)	委託	0.00001以下(*4)	mg/L	発生時期に 月1回以上
	42	2-メチルイソボルネオール(*2)	---	---	---	---	---	---	4(*3)	委託	0.00001以下(*4)	mg/L	
	43	非イオン界面活性剤	1	1	4	2	4	---	4	委託	0.02以下	mg/L	年4回以上
	44	フェノール類	1	1	4	1	4	4	4	委託	0.005以下	mg/L	
	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	自己	5以下	mg/L	月1回以上
	46	pH値	毎日	毎日	24	毎日	24	24	12	自己	5.8 ~ 8.6		
	47	味	---	毎日	12	毎日	12	12	12	自己	異常でないこと		
	48	臭気	毎日	毎日	12	毎日	12	12	12	自己	異常でないこと		
	49	色度	毎日	毎日	12	毎日	24	24	12	自己	5以下	度	
	50	濁度	毎日	毎日	12	毎日	12	12	12	自己	2以下	度	

備考

\*1 正式名は (4S・4aS・8aR) - オクタヒドロ・4・8a - ジメチルナフタレン - 4a(2H) - オール

\*2 正式名は 1・2・7・7 - テトラチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン - 2 - オール

\*3 水源において、これらを産出する藻類の発生時期に検査

\*4 平成16年4月1日に布設されている水道により供給されている水は、平成19年3月31日までは、0.00001以下とあるのは0.00002以下とする

検査項目及び検査頻度(6)

(年間検査回数)

分類	No.	項目名	見物地区 地下水源系			利根川水系 房総導水路水源系			管末 地域	検査 体制	目標値	単位
			原水	浄水	給水栓	原水 (受水)	給水栓	給水栓				
水質管理 目標設定項目	1	アンチモン	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.015以下	mg/L
	2	ウラン	---	---	---	---	---	---	4	委託	0.002以下(暫定)	mg/L
	3	ニッケル	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.01以下(暫定)	mg/L
	4	亜硝酸性窒素	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.05以下(暫定)	mg/L
	5	1,2-ジクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.004以下	mg/L
	6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.04以下	mg/L
	7	1,1,2-トリクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.06以下	mg/L
	8	トルエン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.2以下	mg/L
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.1以下	mg/L
	10	亜塩素酸	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.6以下	mg/L
	11	塩素酸	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.6以下	mg/L
	12	二酸化塩素	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.6以下	mg/L
	13	ジクロロアセトニトリル	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.04以下(暫定)	mg/L
	14	抱水クロラール	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.03以下(暫定)	mg/L
	15	農薬類	---	---	---	---	---	---	---	委託	1以下(*5)	
	16	残留塩素	---	毎日	24	毎日	24	24	毎日	自己	1以下	mg/L
	17	遊離炭酸	4	4	4	4	4	4	4	自己	20以下	mg/L
	18	1,1,1-トリクロロエタン	4	4	4	4	4	4	4	自己	0.3以下	mg/L
	19	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	---	---	---	---	---	---	---	委託	0.02以下	mg/L
	20	有機物等(KMnO4)	12	4	12	12	12	12	12	自己	3以下	mg/L
	21	臭気強度(TON)	4	4	4	4	4	4	4	自己	3以下	TON
	22	腐食性(ランゲリア指数)	2	2	2	4	2	2	4	自己	-1程度とし極力0に近づける	
維持管理 指針項目	1	キシレン	4	4	4	4	4	4	4	自己		mg/L
	2	アルカリ度	12	12	12	12	12	12	12	自己		mg/L
	3	電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	自己		µS/cm
	4	アンモニア性窒素	12	---	---	---	---	---	12	自己		mg/L
	5	紫外線吸光度(UV260,50mmセル)	12	12	12	12	12	12	12	自己		
	6	硫酸イオン	4	4	4	4	4	4	4	自己		mg/L
	7	臭素イオン	4	4	4	4	4	4	4	自己		mg/L
	8	リン酸イオン	4	4	4	4	4	4	4	自己		mg/L
	9	溶性ケイ酸	2	2	2	2	2	2	2	自己		mg/L
	10	生物化学的酸素要求量(BOD)	---	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	11	化学的酸素要求量(COD)	---	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	12	浮遊物質(SS)	2	2	2	4	2	2	4	自己		mg/L
	13	総リン(全リン)	---	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	14	総窒素(全窒素)	---	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	15	酸度	2	2	2	2	2	2	2	自己		mg/L
	16	カルシウム硬度	4	4	4	4	4	4	4	自己		mg/L
	17	マグネシウム硬度	4	4	4	4	4	4	4	自己		mg/L
	18	クロロホルム生性能	4	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	19	ジブロモクロロメタン生性能	4	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	20	ブロモジクロロメタン生性能	4	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	21	ブロモホルム生性能	4	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	22	トリハロメタン生性能	4	---	---	---	---	---	---	自己		mg/L
	23	従属栄養細菌	12	12	12	12	12	12	12	自己		個/mL
	24	ウェルシュ菌芽胞	12	---	---	---	---	---	---	自己		個/L
	25	クロロフィルa	---	---	---	---	---	---	---	自己		µg/L
	26	植物プランクトン	---	---	---	---	---	---	---	自己		各計数/mL
	27	クリプトスポリジウム	---	---	---	---	---	---	---	委託		個/20L
	28	大腸菌群	12	12	12	12	12	12	12	自己		

備考

\*5 各農薬の検出値と目標値との比の総和

毎日検査項目検査頻度

No.	項目名	評価	単位	検査体制	備考
1	色	異常でないこと		委託	水道法施行規則第15条第1項第1号による
2	濁り	異常でないこと		委託	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1以上	mg/L	委託	

水質管理目標設定項目中の農薬類(101項目)

No.	項目名	目標値	単位	No.	項目名	目標値	単位
1	チウラム	0.02以下	mg/L	52	メフェナセツ	0.009以下	mg/L
2	シマジン (CAT)	0.003以下	mg/L	53	ブレチラクロール	0.04以下	mg/L
3	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L	54	イソプロカルブ(MIPC)	0.01以下	mg/L
4	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.002以下	mg/L	55	チオファネートメチル	0.3以下	mg/L
5	イソキサチオン	0.008以下	mg/L	56	テニルクロール	0.2以下	mg/L
6	ダイアジノン	0.005以下	mg/L	57	メチダチオン(DMTP)	0.004以下	mg/L
7	フェントロチオン(MEP)	0.003以下	mg/L	58	カルプロバミド	0.04以下	mg/L
8	イソプロチオラン(IPT)	0.04以下	mg/L	59	プロモブチド	0.04以下	mg/L
9	クロタロニル(TPN)	0.05以下	mg/L	60	モリネート	0.005以下	mg/L
10	プロビザミド	0.05以下	mg/L	61	プロシミドン	0.09以下	mg/L
11	ジクロロボス(DDVP)	0.008以下	mg/L	62	アニロホス	0.003以下	mg/L
12	フェノバルブ(BPMC)	0.03以下	mg/L	63	アトラジン	0.01以下	mg/L
13	クロルニトロフェン(CNP):失効農薬(*6)	0.0001以下	mg/L	64	ダラボン	0.08以下	mg/L
14	CNP-アミノ体	---	mg/L	65	ジクロベニル(DBN)	0.01以下	mg/L
15	イプロベンホス(IPB)	0.008以下	mg/L	66	ジメエート	0.05以下	mg/L
16	EPN	0.006以下	mg/L	67	ジクワット	5以下	mg/L
17	ペンタゾン	0.2以下	mg/L	68	ジウロン(DCMU)	0.02以下	mg/L
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005以下	mg/L	69	エンドスルファン (エンドスルフェート, ベンゾエビン)	0.01以下	mg/L
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03以下	mg/L	70	エトフェンブロックス	0.08以下	mg/L
20	トリクロピル	0.006以下	mg/L	71	フェンチオン(MPP)	0.001以下	mg/L
21	アセフェート	0.08以下	mg/L	72	グリホサート	2以下	mg/L
22	イソフェンホス	0.001以下	mg/L	73	マラソン(マラチオン)	0.05以下	mg/L
23	クロルピリホス	0.03以下	mg/L	74	メソミル	0.03以下	mg/L
24	トリクロルホン(DEP)	0.03以下	mg/L	75	ベノミル	0.02以下	mg/L
25	ピリダフェンチオン	0.002以下	mg/L	76	ベンフラカルブ	0.04以下	mg/L
26	イプロジオン	0.3以下	mg/L	77	シメリン	0.03以下	mg/L
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004以下	mg/L	78	ジメビレレート	0.003以下	mg/L
28	オキシ銅	0.04以下	mg/L	79	フェントエート(PAP)	0.004以下	mg/L
29	キャプタン	0.3以下	mg/L	80	ブプロフェジン	0.02以下	mg/L
30	クロロネブ	0.05以下	mg/L	81	エチルチオメトン	0.004以下	mg/L
31	トルクロホスメチル	0.2以下	mg/L	82	プロベナゾール	0.05以下	mg/L
32	フルトラニル	0.2以下	mg/L	83	エスプロカルブ	0.01以下	mg/L
33	ペンシクロン	0.04以下	mg/L	84	ダイムロン	0.8以下	mg/L
34	メタラキシル	0.05以下	mg/L	85	ピフェノックス	0.2以下	mg/L
35	メプロニル	0.1以下	mg/L	86	ペンシルフロメチル	0.4以下	mg/L
36	アシュラム	0.2以下	mg/L	87	トリシクラゾール	0.08以下	mg/L
37	ジチオピル	0.008以下	mg/L	88	ビベロホス	0.0009以下	mg/L
38	テルブカルブ(MBPMC):失効農薬	0.02以下	mg/L	89	ジメタメリン	0.02以下	mg/L
39	ナプロバミド	0.03以下	mg/L	90	アゾキシストロピン	0.5以下	mg/L
40	ピリプチカルブ	0.02以下	mg/L	91	イミノクタジン	0.006以下	mg/L
41	ブタミホス	0.01以下	mg/L	92	ホセチル	2以下	mg/L
42	ペンスリド(SAP)	0.1以下	mg/L	93	ポリカーバメート	0.03以下	mg/L
43	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.08以下	mg/L	94	ハロスルフロメチル	0.3以下	mg/L
44	ペンディメタリン	0.1以下	mg/L	95	フラザスルフロ	0.03以下	mg/L
45	メコプロップ(MCPP)	0.005以下	mg/L	96	チオジカルブ	0.08以下	mg/L
46	メチルダイムロン	0.03以下	mg/L	97	プロピコナゾール	0.05以下	mg/L
47	アラクロール	0.01以下	mg/L	98	シデュロン	0.3以下	mg/L
48	カルバリル(NAC)	0.05以下	mg/L	99	ピリプロキシフェン	0.2以下	mg/L
49	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.006以下	mg/L	100	トリフルラリン	0.06以下	mg/L
50	ピロキロン	0.04以下	mg/L	101	カフェンストール	0.008以下	mg/L
51	フサライド	0.1以下	mg/L				

備考

\*6 CNP-アミノ体の濃度と合計して算出する

この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せください。

応募方法 FAX, 郵便, Eメールでお願い致します。

受付期間 平成18年4月1日 ~ 平成18年9月30日

問い合わせ 〒294-0045

およびあて先 千葉県館山市北条1145-1

三芳水道企業団

TEL 0470-22-3729

FAX 0470-22-2220

E-mail [pww\\_344@awa.or.jp](mailto:pww_344@awa.or.jp)